

『専利代理条例改定草案(意見募集稿)』と
現行『専利代理条例』との条文対照表

2010年8月26日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『専利代理条例改定草案(意見募集稿)』と

現行『専利代理条例』との条文対照表

現行の専利代理条例	専利代理条例改定草案(意見募集稿)
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条 専利代理機構及び委任者の合法的權益を保障し、専利代理業務の正常な秩序を擁護するため、本条例を制定する。</p>	<p>第1条 専利代理行為を規範し、委任者、専利代理機構及び専利（代理）師の合法的權益を保障し、専利代理業界の正常な秩序を擁護するため、「中華人民共和国専利法」に基き、本条例を制定する。</p>
<p>第2条 本条例に称される専利代理とは専利代理機構が委任者の名義で、代理権限の範囲以内に、専利登録出願又は他の専利事務を取り扱うことである。</p>	<p>第2条 本条例に称される専利代理とは専利代理機構が委任者の委任を受け、委任者の名義で、代理権限の範囲内で、専利登録出願又は他の専利事務を取り扱う行為である。</p>
<p>第3条 本条例にいう専利代理機構とは、委任者の委任を受け、委任権限の範囲以内に、専利登録出願又はその他の専利事務を取り扱うサービス機構である。</p> <p>専利代理機構は以下の3種類がある。</p> <p>(一) 渉外専利事務を取り扱う専利代理機構</p> <p>(二) 国内専利事務を取り扱う専利代理機構</p> <p>(三) 国内専利事務を取り扱う弁護士事務所。</p>	(削除)
<p>第21条 専利代理人は法により専利代理業務に従事することは、国家法律に保護され、いかなる機構及び個人でも干渉することができない。</p>	<p>第3条 専利代理機構と専利（代理）師は業務執行中に、法律や行政法規を守り、職業道德及び業務執行紀律を守り、法により職責を履行しなければならない。</p> <p>専利代理機構と専利（代理）師が法により業務を執行することは法律に保護される。</p>
	<p>第4条 国务院専利行政部門は全国の専利代理業務を管理する。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は本条例の規定に基き、各自の行政区域内の専</p>

	<p>利代理業務を管理する。</p> <p>第5条 中華全国専利（代理）師協会は社団法人であり、専利代理業界の自律的な組織である。 中華全国専利（代理）師協会の定款は全国会員代表大会が制定し、国務院専利行政部門に届け出る。 中華全国専利（代理）師協会は法により専利代理業界の自律規範を起草し、国務院専利行政部門に提出し、許可を受けた後に施行する。 専利（代理）師と専利代理機構は中華全国専利（代理）師協会に参加しなければならない。 国務院専利行政部門は、法により中華全国専利（代理）師協会に対して、監督、指導を行う。</p>
第3章 専利代理人	第2章 専利（代理）師
<p>第14条 本条例に称される専利代理人とは、「専利代理人資格証」を有し、「専利代理人工作証」を持っている人員である。</p>	<p>第6条 本条例に称される専利（代理）師とは、「専利（代理）師資格証」と「専利（代理）師業務執行証」を持っている業務執行人員である。</p>
<p>第15条 中華人民共和国憲法を擁護し、下記の条件を揃える中国国民は専利代理人資格を申請できる。</p> <p>(1) 満十八歳以上であり、完全な民事行為能力を有する。</p> <p>(2) 大学レベルの学校の理工科から卒業し（或いは同等学歴を有し）、一種の外国語をマスターする。</p> <p>(3) 専利法と関係法律知識に詳しい。</p> <p>(4) 科学技術又は法律に関する仕事について2年以上の経験を持っている。</p>	<p>第7条 理工科4年制大学以上の学歴を有し、満18歳以上、中華人民共和国憲法を擁護し、品行が優秀であり、完全な民事行為能力を有する中国国民は国務院専利行政部門が組織する全国専利（代理）師資格試験に合格した場合、国務院専利行政部門に専利（代理）師資格証を授与するように申請することができる。</p>
<p>第16条 専利代理人資格を申請する人員は、本人が申請し、専利代理人審査委員会による審査を受けて合格した場合、中国専利局から「専利代理人資格証」を授与される。</p> <p>専利代理人審査委員会は中国専利局、国務院の関係部門及び専利代理人組織の関係人員から構成される。</p>	<p>第8条 中華人民共和国憲法を擁護し、品行が優秀であり、完全な民事行為能力を有する、且つ以下の条件に合致する中国国民は、国務院専利行政部門に審査の上、専利（代理）師資格証を授与するように申請することができる。</p> <p>(1) 4年制大学以上の学歴を有すること。</p> <p>(2) 専利審査、専利関連法律の研究に10年以</p>

	<p>上従事したこと。</p> <p>(3) 高級職称又はそれに相当する業務レベルを有すること。</p> <p>前項に言う資格証の審査・授与の具体的な規則は国務院専利行政部門により制定される。</p>
	<p>第9条 既に専利（代理）師資格証を取得した人員が下記のいずれかに該当する場合、国務院専利行政部門はその専利（代理）師資格証を取消すものとする。</p> <p>(1) 詐欺等の不正手段を以って全国専利（代理）師資格試験を申し込んだ。</p> <p>(2) 全国専利（代理）師資格試験中に深刻なカンニング行為があった。</p> <p>(3) その他申請条件に合致しない場合。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は既に専利（代理）師資格証を取得した人員が前項のいずれかに該当していると発見した場合、国務院専利行政部門にその（代理）師資格証を取消すよう申し立てることができる。</p>
<p>第11条 専利代理機構は「専利代理人資格証」を持っている人員を専利代理人として招聘・任用しなければならない。招聘・任用した専利代理人に対して、専利代理機構は任用手続きをし、「専利代理人工作証」を授与し、中国専利局に届出なければならない。</p> <p>初めて専利代理業務を取り扱う人員は、インターン期間が一年間満了した後、専利代理機構が「専利代理人工作証」を授与することができる。</p> <p>専利代理機構は任用関係を解除する専利代理人に対して、タイムリーにその「専利代理人工作証」を回収し、中国専利局に届出なければならない。</p>	<p>第10条 専利（代理）師業務執行証を申請するには、以下に掲げる条件に合致しなければならない。</p> <p>(1) 専利（代理）師資格証を有すること。</p> <p>(2) 専利（代理）師資格証を取得した後、専利代理機構で1年間以上実習したこと。</p> <p>(3) 専利代理機構と雇用契約を締結していること。</p> <p>(4) 申請する時の年齢は、満70歳を超えていないこと。</p>
	<p>第11条 下記のいずれかに該当する場合、専利（代理）師業務執行証を授与しない。</p> <p>(1) 国家機関、企業、事業機関又はその他の組織に務め、まだ定年退職、退職の手続きをしていない。</p> <p>(2) 専利（代理）師資格証を取消され、又は取上げられた。</p>

	<p>(3) 故意の犯罪で、刑事処罰を受けたことがある。</p> <p>(4) 公職から追放された。</p> <p>(5) 関連の法律、行政法規の規定により、専利代理業務に従事してはならない。</p>
<p>第22条 国家機関の従業者は、専利代理機構で兼職し、専利代理業務に従事してはならない。</p>	<p>第 12 条 専利（代理）師業務執行証を申請するとき、中華全国専利（代理）師協会に業務執行申請書及び申請者が本条例第 10 条に定めた条件に合致することを証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>中華全国専利（代理）師協会は申請に対して審査を行った後、本条例の規定に合致すると認定した場合、申請を受けた日より 20 日以内に専利（代理）師業務執行証を授与し、本条例の規定に合致しないと認定した場合、申請を受けた日より 20 日以内に申請者に書面による通知を送付し、また理由を説明する。</p>
	<p>第 13 条 中華全国専利（代理）師協会は業務執行証を取得した人員の名簿を国務院専利行政部門に届出なければならない。国務院専利行政部門は業務執行証の授与が本条例の規定に合致しないと発見した場合、中華全国専利（代理）師協会に授与しないよう通知するものとする。</p>
<p>第11条 専利代理機構は「専利代理人資格証」を持っている人員を専利代理人として招聘・任用しなければならない。招聘・任用した専利代理人に対して、専利代理機構は任用手続きをし、「専利代理人工作証」を授与し、中国専利局に届出なければならない。</p> <p>初めて専利代理業務を取り扱う人員は、インターン期間が一年間満了した後、専利代理機構が「専利代理人工作証」を授与することができる。</p> <p>専利代理機構は任用関係を解除する専利代理人に対して、タイムリーにその「専利代理人工作証」を回収し、中国専利局に届出なければならない。</p>	<p>第 14 条 専利（代理）師が専利代理機構から退職する場合、適切に業務の引継ぎ手続きを行うべきである。また引継ぎが終了した 10 日以内に中華専利（代理）師協会に業務執行証の抹消手続きを行うものとする。</p>
	<p>第 15 条 専利（代理）師が業務執行証を取得した後、以下に掲げるいずれかの状況に該当する</p>

	<p>場合、中華専利（代理）師協会はその専利（代理）師業務執行証を取消すものとする。</p> <p>(1) 業務執行している専利代理機構以外の組織と雇用関係を結んだ。</p> <p>(2) 民事行為能力を完全に又は部分的に失った。</p> <p>(3) 故意の犯罪で、刑事処罰を受けた。</p> <p>(4) 専利（代理）師資格証が取消され、又は取上げられた。</p> <p>(5) 関連の法律、行政法規の規定により、専利代理業務に従事してはならない。</p>
	<p>第 16 条 中華全国専利（代理）師協会は迅速に社会に専利（代理）師業務執行証を取得し、抹消され、取消された人員の情報を公開しなければならない。</p>
<p>第2章 専利代理機構</p>	<p>第 3 章 専利代理機構</p>
<p>第3条 本条例にいう専利代理機構とは、委任者の委任を受け、委任権限の範囲以内に、専利登録出願又はその他の専利事務を取り扱うサービス機構である。</p> <p>専利代理機構は以下の3種類がある。</p> <p>(一) 渉外専利事務を取り扱う専利代理機構</p> <p>(二) 国内専利事務を取り扱う専利代理機構</p> <p>(三) 国内専利事務を取り扱う弁護士事務所。</p>	<p>第 17 条 専利代理機構は普通のパートナー企業、特別な普通のパートナー企業又は有限責任会社である。</p> <p>専利代理機構はパートナー企業である場合、3名以上のパートナーがいなければならない。専利代理機構は有限責任会社である場合、5名以上の出資者がいなければならない。</p>
	<p>第 18 条 専利代理機構のパートナー又は出資者は以下に掲げる条件を満足しなければならない。</p> <p>(1) 品行が優秀であること。</p> <p>(2) 専利（代理）師資格証を持っていること。</p> <p>(3) 2年以上の専利（代理）師業務執行経験を持つこと。</p> <p>(4) 専任で専利代理業務に従事できること。</p> <p>専利代理機構の法定代表人は出資者でなければならない。</p>
	<p>第 19 条 下記のいずれかに該当する場合、専利代理機構のパートナー又は出資者になっては</p>

	<p>ならない。</p> <p>(1) 完全な民事行為能力を有していない。</p> <p>(2) 申請する時の年齢は満 65 歳を超えている。</p> <p>(3) 他の専利代理機構のパートナー又は出資者として2年未満である。</p> <p>(4) 専利代理機構の設立を申請する前、3年以内に省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門又は国務院専利行政部門による警告以外の懲戒を受けたことがある。</p> <p>(5) 専利代理機構の設立を申請する前、3年以内に年度検査に合格しなかったことがある。</p>
<p>第5条 専利管理機関に専利代理機構の設立を申請するには、下記の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 専利代理機構の名称、執務場所、責任者の氏名が明記された専利代理機構設立申請書</p> <p>(2) 専利代理機構の定款</p> <p>(3) 専利代理人の氏名及びその資格証</p> <p>(4) 専利代理機構の資金と施設状況の书面証明。</p>	<p>第 20 条 専利代理機構を設立するには、以下に掲げる条件に合致しなければならない。</p> <p>(1) パートナー協議書又は定款を有すること。</p> <p>(2) 独立した営業場所を有すること。</p> <p>(3) その業務活動に相応しい資産を持つこと。</p> <p>(4) 財務が独立であること。</p>
	<p>第 21 条 専利代理機構の設立を申請するには、下記の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 専利代理機構を設立する申請書。</p> <p>(2) パートナー協議書又は定款。</p> <p>(3) パートナー或いは出資者の専利（代理）師資格証と身分証明書のコピー。</p> <p>(4) パートナー或いは出資者の履歴書及び人事書類の保存証明。</p> <p>(5) 出資証明、執務場所及び執務施設についての説明。</p> <p>(6) パートナー或いは出資者は元の専利代理機構との雇用関係が終了したことの証明。</p> <p>(7) その他の必要証明書類。</p>
<p>第6条 国内専利事務を取り扱う専利代理機構の設立を申請する場合、又は弁護士事務所が専利代理業務を取り扱う申請をする場合、その主管機関の同意を取得した後、省、自治区、直轄市の専利管理機関に報告して審査を受けなければならない。主管機</p>	<p>第 22 条 専利代理機構の設立を申請する場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門を通じて国務院専利行政部門に申請を提出しなければならない。</p> <p>申請書類が完全ではない又は法に定めた形式</p>

<p>関がない場合、直接に省、自治区、直轄市の専利管理機関に報告して審査を受けることができる。審査に合格し許可を取得したものは、審査機関により中国専利局に報告し、審査・許可を求める。</p> <p>渉外専利事務を取り扱う専利代理機構の設立を申請する場合、「中華人民共和国専利法」の関連規定に従って処理しなければならない。渉外専利事務を取り扱う専利代理機構は、中国専利局に許可された後、国内専利事務を取り扱うことができる。</p>	<p>に合致しない場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は書類を受けたその場または5日以内に一括で申請者に補正が必要な内容全てを告知しなければならない。期間を過ぎて告知しない場合、申請書類を受けた日より受理したとみなす。</p>
	<p>第23条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は申請を受理した日より20日以内に初歩的な審査意見及び全ての申請書類を国務院専利行政部門に提出しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は書類を受けた日より20日以内に審査をしなければならない。本条例の規定に合致すると認定した場合、専利代理機構業務執行許可証を授与し、本条例の規定に合致しないと認定した場合、授与しないと決定し、申請者に書面による通知を送付し、また理由を説明する。</p> <p>国務院専利行政部門は申請書類の実質的な内容を確認するために20日以内に決定することが無理な場合、部門責任者の許可を得て、10日間延長することができるが、期限延長の理由を申請者に知らせなければならない。</p>
<p>第7条 専利代理機構は許可される日より設立され、法に基づいて専利代理業務を展開し、民事権利を享有し、民事責任を負うものとする。</p>	<p>第24条 申請者は国務院専利行政部門が授与した専利代理機構業務執行許可証を受取った後、関連法律、行政法規の規定に従い、許可証を持って設立登記をしなければならない。</p> <p>専利代理機構は営業許可証を受取った日より30日以内に国務院専利行政部門に届け出なければならない。</p>
	<p>第25条 下記の条件に合致する専利代理機構は、分支機構の設立を申請することができる。</p> <p>(1) 設立時間は満3年以上である。</p> <p>(2) 10人以上の専利(代理)師を有し、且つ少なくとも2人の専利(代理)師が設立予定の分支機構に業務執行する。</p> <p>(3) 分支機構の設立を申請する前、3年以内</p>

	<p>に省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門又は国務院専利行政部門による懲戒を受けたことがない。</p> <p>(4) 直近の年度検査に合格した。</p>
	<p>第 26 条 専利代理機構が分支機構を設立するとき、設立予定の分支機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門の許可を取得し、国務院専利行政部門及び専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に届け出なければならない。</p> <p>分支機構は所属する専利代理機構の名義で専利代理業務を受託するものとする。</p>
<p>第12条 専利代理機構は機構名称、住所及び責任者を変更する場合、中国専利局に報告して登記手続きをしなければならない。許可され登記されてから、変更が発効する。</p> <p>専利代理機構は営業停止の場合、妥当に各種の未完成事項を処理した後、元審査機関に申告しなければならない。当該機関により中国専利局に報告し、関係手続きを行うものとする。</p>	<p>第 27 条 専利代理機構が名称、経営場所、パートナー或いは出資者、法定代表人或いは業務執行パートナーを変更する場合、国務院専利行政部門に業務執行許可証変更の手続きを申請しなければならない。本条例の規定に合致すると認定された場合、国務院専利行政部門は受理した日より 20 日以内に変更後の業務執行許可証を授与し、本条例の規定に合致しないと認定された場合、変更を拒絶し、申請者に書面による通知を送付し、また理由を説明する。</p> <p>専利代理機構の分支機構の名称、経営場所等に変更があるとき、前項の規定を参照して国務院専利行政部門に変更手続きを申請するものとする。</p>
<p>第13条 許可された専利代理機構は状況の変化で本条例第4条の定めた条件に合致しなくなり、また一年以内にこれらの条件を揃えることができない場合、当初審査を行った専利管理機関は中国専利局に当該専利代理機構を取り消すよう提議しなければならない。</p>	<p>第 28 条 専利代理機構が業務執行許可証を取得した後、状況の変化で本条例に定めた条件に合致しなくなった場合、国務院専利行政部門はその業務執行許可証を取消すものとする。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は専利代理機構が状況の変化で本条例に定めた条件に合致しなくなったと発見したとき、国務院専利行政部門にその業務執行許可証を取消すよう申し立てることができる。</p>
	<p>第 29 条 専利代理機構は法に基づいて登記機関で変更登記と抹消登記を行わなければならない。</p>

<p>第19条 「専利代理人資格証」を取得した日より五年以内に専利代理業務又は専利行政管理仕事に従事しなかった場合、その「専利代理人資格証」は自動的に失効となる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4条 専利代理機構の設立は下記の条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 自分の名称、定款、固定な執務場所を有する。</p> <p>(二) 必要な資金と業務施設を有する。</p> <p>(三) 財務が独立であり、独自で民事責任を負うことができる。</p> <p>(四) 3人以上の専利代理人資格を持っている専任人員及び中国専利局が規定した比率に満足する専利代理人資格を持っている兼職人員を有する。</p> <p>弁護士事務所が専利代理業務を取り扱う場合、前記の第四号に規定される専任人員を有しなければならない。</p>	<p>第30条 以下に掲げる条件に合致する弁護士事務所は、本条例第22条の規定に基づき、専利代理業務への事業展開を申請することができる。</p> <p>(1) 少なくとも3人のパートナーが専利(代理)師資格証を持っている。</p> <p>(2) 前号で言う3人のパートナーは本条例第18条に定めた条件に合致し、且つ本条例第19条に定めた状況がない。</p> <p>弁護士事務所が許可を得て専利代理業務を執行するとき、本条例における専利代理機構に関する規定に基づき、管理するものとする。</p>
<p>第20条 専利代理人は専利代理業務に従事している間及び専利代理業務を離れる日より1年以内に、専利の登録出願をしてはならない。</p>	<p>(削除)</p>
	<p>第31条 国务院専利行政部門は迅速に社会に業務執行許可証を取得し、抹消され、取消され、取り上げられた専利代理機構の情報を公開しなければならない。</p>
	<p style="text-align: center;">第4章 専利代理業務</p>
<p>第8条 専利代理機構は下記の事務を引き受ける。</p> <p>(1) 専利事務に関する諮問サービス提供。</p> <p>(2) 専利出願書類の作成代行、専利出願手続き。実体審査又は不服審判の請求に関する事務。</p> <p>(3) 異議申立、専利権無効審判請求に関する事務。</p> <p>(4) 専利出願権、専利権の譲渡及び専利許諾に関する事務。</p> <p>(5) 招聘を受けて、専利代理人を専利顧問とし</p>	<p>第32条 専利代理機構は委任を受けて、以下に掲げる業務を代理する又は引受けることができる。</p> <p>(1) 専利事務に関する諮問サービスを提供する、又は専利コンサルティングを担当する。</p> <p>(2) 専利出願を取り扱う。</p> <p>(3) 専利権無効審判を請求する。</p> <p>(4) 専利出願権、専利権の譲渡及び専利実施許諾契約書の締結を取り扱う。</p>

<p>て派遣。 (6) その他の関連事務。</p>	<p>(5) 集積回路の回路配置設計権の登記、取消し、保護などの事務。 (6) 専利に関わる訴訟。 (7) その他の専利事務。 専利代理機構は知的財産権サービス以外の経営活動を行ってはならない。</p>
<p>第9条 専利代理機構は委任を受け、業務を引き受ける場合、委任者が署名し、委任事項及び委任権限を明記した書面による委任状を有さなければならない。 専利代理機構は必要に応じて、委任者が指定した専利代理人を派遣し、代理業務を引き受けることができる。 専利代理機構は委任を受け、業務を引き受ける場合、国家の関連規定に従って料金を受け取ることができる。</p>	<p>第33条 専利代理機構が委任を受けるとき、委任者と書面的な委任契約書を締結するものとする。 専利代理機構は本機構に業務執行している専利（代理）師を派遣し、専利代理業務を引き受けるものとする。 専利代理業務を引き受ける専利（代理）師は、委任を受けた権限内に専利代理業務を行うものとする。</p>
<p>第10条 専利代理機構は委任を受けた後、同一な内容である専利事務において、利害関係のある別の委任者からの委任を受けてはならない。</p>	<p>第34条 専利代理機構は委任を受けた後、同一な専利出願又は専利権に関連する事務について、利害衝突関係のある別の当事者の委任を受けてはならない。 専利（代理）師は、同一な専利出願又は専利権に関連する事務について、利益衝突関係のある複数の当事者に代理サービスを提供してはならない。</p>
	<p>第35条 専利代理機構が解散する場合、解散する前に委任者と委任を解除し、まだ完成していない各種の専利代理業務を適切に取り扱い、国務院専利行政部門に登録取消手続きを行うものとする。</p>
	<p>第36条 専利代理機構が業務執行許可証を取り消され又は取り上げられた場合、取り消し又は取り上げの通知書を受取った日より30日以内に委任者に通知し、委任者と委任を解除し、まだ完成していない各種の専利代理業務を適切に取り扱うものとする。</p>
	<p>第37条 専利（代理）師は真剣に専利代理の</p>

	義務を履行し、委任者の合法的権益を守らなければならない。
<p>第17条 専利代理人は専利代理機構に割り当てられた専利代理業務を引き受けなければならない。許可を得ずに委任を引き受けてはならない。</p> <p>第18条 専利代理人は同時に二つ以上の専利代理機構で専利代理業務に従事することができない。専利代理人は専利代理機構から退職する前に、妥当に未完成の専利代理案件を処理しなければならない。</p>	<p>第 38 条 専利（代理）師は専利代理機構に指定された専利代理業務を引き受けるものとし、許可を得ずに委任を引き受けてはならない。</p> <p>専利（代理）師は同時に二つ又は二つ以上の専利代理機構で業務を執行してはならない。</p>
<p>第23条 専利代理人は代理業務活動において了解した発明の内容に対しては、専利出願が既に公布又は公告された部分を除いて、守秘責任を負うものとする。</p>	<p>第 39 条 専利（代理）師は代理業務の活動で了解した発明創造の内容に対しては、専利出願に既に公布又は公告された部分を除いて、守秘責任を負うものとする。</p>
	<p>第 40 条 国務院専利行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に務めたことがある専利（代理）師は、本人が審査、扱ったことがある専利出願又は専利案件を代理してはならない。</p>
	<p>第 41 条 専利代理機構と専利（代理）師は国家の規定に基き、専利代理の援助義務を履行し、基準に適う専利代理の援助サービスを提供し、被援助者の合法的な権益を守るものとする。</p>
	<p>第 42 条 如何なる組織又は個人でも専利代理機構業務執行許可証又は専利（代理）師業務執行証を取得していない場合、専利代理機構又は専利（代理）師の名義で専利代理業務を行ってはならず、また経営を目的に本条例第 32 条第 2 項、第 3 項と第 5 項に定めた業務に従事してはならない。</p>
第四章 罰則	第 5 章 監督検査及び法律責任
	<p>第 43 条 国務院専利行政部門は、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門が専利代理機構及び専利（代理）師に対し年度検査を行うよ</p>

	<p>う組織する。</p> <p>国务院專利行政部門は年度検査の結果により相応の処置を取り、迅速に社会に年度検査の結果を公開するものとする。</p>
<p>第25条 專利代理人に次の各号行為のいずれかがあったとき、情状が軽微であった場合、所在の專利代理機構により批評・教育される。情状が重大であった場合、所在の專利代理機構により雇用関係を解除され、その「專利代理人工作証」を回収される。省、自治区、直轄市の專利管理機関により警告、又は中国專利局により「專利代理人資格証」を取り上げる懲戒を与える。</p> <p>(1) 職責を履行しなかった、又は職責を適任でできなかったせいで、委任者の利益に損害を与えた。</p> <p>(2) 委任者の發明内容を漏洩・剽窃した。</p> <p>(3) 代理権限を越え、委任者の利益に損害を与えた。</p> <p>(4) 許可を得ずに委任を受け、專利代理業務を引受け、委任者から料金を取った。</p> <p>前項の行為により、委任者に経済的損失を与えた場合、專利代理機構は経済賠償の責任を負った上、一定の比率で当該專利代理人に賠償を取り戻すことができる。</p>	<p>第44条 專利（代理）師は下記のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市人民政府の專利業務管理部門により期限を決めて改正を要求し、警告を与え、批判通告を行うものとする。情状が重大である又は期限を超えて改正しない場合、省、自治区、直轄市人民政府の專利業務管理部門により、新規專利代理業務の引受けを6ヶ月から12ヶ月停止する懲戒を与える。</p> <p>(1) 專利（代理）師資格証又は專利（代理）師業務執行許可証を書換え、転売、賃貸し、貸し出しする。</p> <p>(2) 同一な專利出願又は專利権に関連する事務において、利害衝突関係のある複数の当事者に代理サービスを提供する。</p> <p>(3) 專利代理機構から退職した後、適切に業務の引継ぎ手続きを行っていない。</p> <p>(4) 專利代理機構の許可を得ずに、委任を引受けて專利代理業務を行う。</p> <p>(5) 同時に二つ又は二つ以上の專利代理機構で業務を執行する。</p> <p>(6) 專利代理義務を履行しない又は怠り、委任者に損失を与える。</p> <p>(7) 国务院專利行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府の專利業務管理部門に務めたことがある專利（代理）師は、本人が審査、扱ったことがある專利出願又は專利案件を代理する。</p> <p>(8) 專利代理援助義務の履行を拒絶する。</p> <p>第45条 專利（代理）師は下記のいずれかの行為がある場合、国务院專利行政部門によりその專利（代理）師資格証を取り上げるものとする。</p> <p>(1) 国家秘密又は委任者の商業秘密を漏洩する。</p> <p>(2) 委任者の發明創造を横領・剽窃・漏洩する。</p> <p>(3) 関連の行政、司法機関の従業者に賄賂を</p>

	<p>与える、又は当事者が賄賂を与えるように示唆し、誘導する。</p> <p>(4) 虚偽の証拠を提出し、重要な事実を隠す、又は虚偽の証拠を提出し、重要な事実を隠すよう他人を脅しつけたり、利益でつったりする。</p> <p>(5) 本条例第 44 条に定めた行為があり、情状が非常に重大である。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は専利（代理）師が前項に記載されたいずれかの行為があると発見したとき、国务院専利行政部門にその専利（代理）師資格証を取り上げるよう申し立てることができる。</p>
<p>第25条 専利代理人に次の各号行為のいずれかがあったとき、情状が軽微であった場合、所在の専利代理機構により批評・教育される。情状が重大であった場合、所在の専利代理機構により雇用関係を解除され、その「専利代理人工作証」を回収される。省、自治区、直轄市の専利管理機関により警告、又は中国専利局により「専利代理人資格証」を取り上げる懲戒を与える。</p> <p>(1) 職責を履行しなかった、又は職責を適任でできなかったせいで、委任者の利益に損害を与えた。</p> <p>(2) 委任者の発明内容を漏洩・剽窃した。</p> <p>(3) 代理権限を越え、委任者の利益に損害を与えた。</p> <p>(4) 許可を得ずに委任を受け、専利代理業務を引受け、委任者から料金を取った。</p> <p>前項の行為により、委任者に経済的損失を与えた場合、専利代理機構は経済賠償の責任を負った上、一定の比率で当該専利代理人に賠償を取り戻すことができる。</p>	<p>第 46 条 下記のいずれかの状況がある場合、国务院専利行政部門により専利代理機構のパートナー又は出資者に対し 2 年以内に専利代理業務に従事してはならない懲戒を与える。情状が重大である場合、国务院専利行政部門により専利代理機構のパートナー又は出資者の専利（代理）師資格証を取り上げるものとする。</p> <p>(1) 専利代理機構を申請する時、真実を隠し、虚偽をなした。</p> <p>(2) 専利代理機構は本条例第 35 条、第 36 条の規定に基づき、まだ完成していない各種の専利代理業務を適切に取り扱っていない。</p> <p>専利代理機構が前項第 2 号の行為のため委任者に損失を与えた場合、パートナー又は出資者は法に基づいて賠償責任を負うものとする。</p>
<p>第26条 懲戒された専利代理機構が、中国専利局による機構取り消しの処罰に対して不服がある場合、又は懲戒された専利代理人が、その「専利代理人資格証」取り上げの処罰に対して不服がある場合、中国専利局に不服審判を請求することができる。不服審判の決定に不服がある場合、不服審判決定書を受取った日より15日以内に、人民法院に起訴することができる。</p>	<p>(削除)</p>

<p>第24条 専利代理機構は下記の各号状況のいずれかがある場合、その上級主管部門又は省、自治区、直轄市の専利管理機関は警告の懲戒を与えることができる。情状が重大である場合、中国専利局により機構取り消しの懲戒を与える。</p> <p>(一) 審査・許可を申請する時、真実を隠し、虚偽をなした。</p> <p>(二) 許可を得ずに、主な登記事項を変更した。</p> <p>(三) 審査・許可を得ずに、又は許可された専利代理業務の範囲を超えて、無断に委任を受け、専利代理業務を引き受けた。</p> <p>(四) その他の違法的な業務活動に従事した。</p>	<p>第 47 条 専利代理機構は下記のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門により期限を決めて改正を要求し、警告を与え、批判通告を行うものとする。情状が重大である又は期限を超えて改正していない場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門により、新規専利代理業務の引受けを 6 ヶ月から 12 ヶ月停止する懲戒を与える。情状が非常に重大である場合、国務院専利行政部門によりその業務執行許可証を取上げられるものとする。</p> <p>(1) 設立を申請する時、真実を隠し、虚偽をなした。</p> <p>(2) 本条例第 27 条に定めた手続きを履行せずに、勝手に名称、経営場所、パートナー又は出資者、法定代表人又は業務執行パートナーを変更する。</p> <p>(3) 他の専利代理機構を貶すまたは不正手段により業務を引受ける。</p> <p>(4) 同一な専利出願又は専利権に関連する事務について、利害衝突関係のある他の当事者の委任を受ける。</p> <p>(5) 本条例第 26 条に定めた手続きを履行せずに、勝手に分支機構を設立する。</p> <p>(6) 専利（代理）師に対する管理を怠り、重大な結果をもたらす。</p> <p>(7) 専利代理援助義務の履行を拒絶する。</p> <p>専利代理機構は前項第 1 号に記載された状況がある場合、パートナー又は出資者に対しても相応の処罰を与えるものとする。</p>
	<p>第 48 条 専利（代理）師が法に違反して業務を執行する、又はミスで委任者に損失を与えた場合、所在の専利代理機構は法に基づいて賠償責任を負うものとする。</p> <p>専利代理機構が賠償した後、故意又は重大な過失がある専利（代理）師に賠償を取り戻すことができる。</p>
	<p>第 49 条 本条例第 42 条の規定に違反して専</p>

	<p>利代理業務を行った場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は違法行為を差止め、違法な所得を没収し、かつ違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を処するものとする。</p>
<p>第五章 附 則</p>	<p>第 6 章 附則</p>
<p>第27条 本条例は中国専利局により解釈される。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条 本条例は1991年4月1日より施行する。1985年9月4日に国務院が許可し、同年の9月12日に中国専利局が公布した「専利代理暫定規定」は同時に廃止する。</p>	<p>第 50 条 本条例は 年 月 日より施行する。1991年4月1日に国務院が許可し、施行された「専利代理条例」は同時に廃止する。</p> <p>本条例が施行する前に法により設立した専利代理機構及び法により業務執行する専利代理人は、本条例の施行後に、専利代理機構、専利（代理）師の名義で専利代理業務を続けることができる。</p>

『「専利代理条例」改定草案(意見募集稿)』についての説明

一、『専利代理条例』改訂の背景

(一) 『専利代理条例』改訂の必要性

現行の『専利代理条例』は国務院が1991年3月4日に公布し、同年4月1日より施行されたものである。『専利代理条例』の公布と実施は、専利代理行為を規範し、委任者の利益を守り、専利審査が順調に進むことを促進し、わが国の専利制度の順調な実施を保障するのに、重要な役割を果たした。

2010年7月末まで、わが国において専利代理機構は計773社があり、計11,405人が専利代理人資格を取得し、6,398人が専利代理人として業務執行している。2009年、わが国が受理した専利登録出願は97.7万件であり、中で約70%の専利出願は専利代理機構を通じて提出されたものである。

わが国の社会主義市場経済体制の樹立及び持続的改善につれて、『専利法』は1992年、2000年と2008年に改訂が行われ、専利代理業界も2001年に民営化改革を完成し、全面的に市場化の発展段階に入った。現行の『専利代理条例』の内容は現状とひどく離れ、わが国における専利代理業界の発展を制約している。また、現行の『専利代理条例』は『行政許可法』及び『法に基づいた行政の全面的な推進に関する実施綱要』の原則・精神と完全に一致しているものではなく、新しい情勢の需要に適応できなくなっている。主に次の幾つかの面に表れている。(1) 専利代理機構の仲介サービス機構としての性質が不明確であり、仲介機構の民営化改革に関する国務院の要求に合わない。(2) 専利代理機構と専利代理人業務執行資格の授与条件と手続きがはっきりしていなく、『行政許可法』と『法に基づいて行政の全面的な推進に関する実施綱要』の原則・精神に合わない。(3) 専利代理機構と専利代理人の行為規範に関する規定は厳格的、科学的なものではなく、十分に委任者の利益を保護し、専利代理業界の正常な秩序を擁護するのが難しい。

(二) 専利法改訂に関する準備

当局は2001年から既に『専利代理条例』改訂の調査・研究に着手し、2003年3月に条例改定草案の意見募集稿を完成した。多方面にわたる論証と意見募集を経て、当

局は2005年4月に『「専利代理条例」改定草案（審査稿）』を完成して国務院に提出し審査を求めた。その後、『専利代理条例』の改訂は国務院の2006年の立法計画に挙げられたが、専利代理の管理に関わる二つの行政許可項目、即ち専利代理人と専利代理機構の資格審査は何度も行政審査の整理・整頓の対象とされたため、『専利代理条例』の改訂が延期させられた。

わが国の知的財産権戦略の実施、専利法及びその実施細則の第3次改訂に伴い、『専利代理条例』の改訂は再び国務院の2009年の立法計画に挙げられた。当局は2009年の初めにそれまでの基礎の上、再び『専利代理条例』改訂の関連事項をスタートした。中華全国専利代理人協会は当局の委任を受け、2009年4月に全国の専利代理機構と専利代理人に向けて『専利代理条例』に対する改訂意見を募集し、また、6月に何回も『専利代理条例』の改訂に関して論議を行う討論会を開催し、当局に計100件余りの改訂意見をフィードバックした。当局は改訂意見を真面目に纏め、整理し、わが国における専利代理業界発展の現状を考慮する上、論議と検討を経て、2009年9月に『「専利代理条例」改定草案（討論稿）』を作成した。2009年10月上旬、当局は武漢で座談会を開催し、『「専利代理条例」改定草案（討論稿）』に対する全国の各知識産権局の意見とアドバイスを聴取した

2009年12月、『専利代理条例』の改訂は国務院の2010年の立法計画に挙げられた。2010年5月から7月まで、当局条法司は会議を3回も開き、『「専利代理条例」改定草案（討論稿）』に対して、1カ条ずつに論議を行い、引き続き修正、改善し、『「専利代理条例」改定草案（討論稿）』（以下『草案』という）を完成した。2010年7月末から8月初めまで、当局の条法司は草案について知財局各部門、知財局に直属する各組織、各社会団体の意見を募集し、2010年8月中旬に全てのフィードバック意見に対してそれぞれ論議、検討した後、草案を更に修正し、現在の意見募集稿を作成した。

二、改訂草案の主要内容

現行の『専利代理条例』に比べて、草案は表現方式においても内容においても大きな改訂があった。草案は計6章から構成され、現行の『専利代理条例』の上に、「専利代理業務」という章を追加し、箇条数も現行の28箇条より50箇条まで増加した。主な改訂内容は以下のとおりである。

(一) 総則について

1. 立法目的及び立法根拠について

『専利代理条例』は「専利代理機構及び委任者の合法的な權益を保障し、専利代理の正常な秩序を擁護しなければならない」他、専利代理行為を規範し、専利代理人と代理機構の合法的權益も保護しなければならない。そのため、草案に「専利代理行為を規範し」、「専利代理機構、専利（代理）師の合法的な權益を保障する」内容を追加した。また、『中華人民共和國立法法』の関連規定に基き、草案は第1条に立法根拠を追加した。

2. 専利代理業界の管理メカニズムについて

わが国の専利代理業界は長年にわたる発展を経て、国、地方による二級の行政管理と業界自律が結び付く管理メカニズムを形成した。現行の『専利代理条例』に二級の行政管理部門の管理権限及び業界自律組織の性質や役割に関する規定がないため、二級の行政管理部門の間、行政部門と業界自律組織の間の協力はまだ完全に順調に行われず、一部の事務において管理が届かないところがある。そのため、草案は国、地方の二級の行政管理部門の管理権限（第4条）、また中華全国専利代理人協会の性質、職責及び國務院専利行政部門との関係（第5条）について定めた。

(二) 専利代理人について

1. 専利代理専門人員に対する呼称

専利代理専門人員が専利制度の正常な運転における重要な役割を考慮し、また専利代理専門人員の社会的地位を高め、専利代理職業の影響力と榮譽感を増やすために、国家行政許可を取得するこそ業務執行できる国内の他の専門人員に対する呼称（例えば律師<弁護士>、医師、公認会計師<士>、公認税理師<士>、公認建築師<士>等）、また欧米等の先進国における専利代理業務人員に対する呼称を参考する上、専利代理業界からの提言を反映するために、草案では専利代理専門人員に対する呼称を「専利（代理）師」（弁理士）へと変更した。

2. 専利代理人資格証の取得及び取り消し

わが国のイノベーション型国家建設の需要に適応し、より多くの優秀な人材を専利代理業界に引き付けるために、草案は専利代理人資格試験に志願する人員の要求条件を修正し、「科学技術又は法律に関する仕事について2年以上の経験を持っている」

という条件を取消、「大学レベルの学校の理工科から卒業する」を「理工科4年制大学以上の学歴を有する」へと修正した。(第7条)

『中華人民共和国弁護士法』等関連の法律法規を参考する上、草案は審査の上、資格証を授与する条件を厳しくし、審査の上資格証を授与する制度を更に規範化、明確にさせ、関連部門の執行を便利にし、また公衆の監督を容易にした。(第8条)

虚偽な資料を使用して試験を申し込んだ、又は試験中に嚴重なカンニング行為があったが、審査または試験進行中に発見されず、後で摘発され、調査により真実であることを確認された場合に対して、草案は『行政許可法』の一般原則に基き、資格証取消の処理措置を定めた。(第9条)

3. 専利代理人業務執行証について

現行の『専利代理条例』は「専利代理人業務執行証」の受取手続きについて非常に簡単な内容、即ち所在の専利代理機構により工作証を授与することだけを規定している。このやり方は市場経済体制における仲介専門人員の業務執行許可証の性質とは全く合わない。国家知識産権局は仲介機構に関する国務院の独立・改制の精神に基き、2003年に公布した『専利代理管理規則』に、「国家知識産権局は中華全国専利代理人協会に弁理士業務執行証の授与、変更及び取消に関する具体的な仕事を委任する」と定めた。

2010年7月に公布した『第5回取消又は管理権を下級に回す行政審査項目に関する国務院の決定』に、専利代理人業務執行証の授与、変更審査及び取消審査を取消した。国家知識産権局と国務院行政審査改革工作部際連合会議弁公室が合致した意見により、専利代理人業務執行証の授与、変更審査及び取消審査は業界自立管理を実施することになった。業界の自律管理を規範し、専利代理人の合法的權益を保障するために、草案は業務執行証を申請する条件、業務執行証を授与しない状況、申請、登録取消、取消の手続き等を明確にした。また『公認会計士法』第11条を参考に、国務院専利行政部門が業務執行証の授与を監督する手続きも定めた。(第10条から第16条)

(三) 専利代理機構について

1. 専利代理機構の組織種類を追加した

2006年に改訂された『パートナー企業法』に3種類のパートナー企業、即ち普通のパートナー企業、特別な普通のパートナー企業と有限パートナー企業を定めた。

2003年に制定された『専利代理管理規則』は、パートナー制の専利代理機構について普通のパートナー企業だけを定めている。専利代理機構は専門知識と専門技能を以ってお客様に有料サービスを提供する専門的なサービス機構であり、『パートナー企業法』第55条に定めた特別な普通のパートナー企業の設立に関する規定に完全に合致していることを考慮したため、草案は現存の2種類の専利代理機構の上に、特別な普通のパートナー企業という種類の専利代理機構を追加した。(第17条)

2. 専利代理機構のパートナー又は出資者の条件を明確にした

現行の条例は専利代理機構のパートナー又は出資者の条件を定めていない。専利代理機構が専門的な仲介サービス機構であることを考慮して、委任者の利益を保障するために、仲介機構の独立・改制に関する国務院の精神、また実践におけるやり方に基き、草案はパートナー又は出資者の条件及びパートナー又は出資者になってはならない状況を明確にした。(第18条、第19条)

3. 専利代理機構設立の手続きを明確にした

現行の『専利代理条例』は専利代理機構の設立等の手続きに関する規定は余りにも簡単すぎて、弁護士事務所が専利代理業務を申請する場合の関連手続きが欠けている。草案は上記の問題に対して、また『行政許可法』の関連規定に基き、専利代理機構設立の条件、申請書類、申請を受入れる部門と受理、審査及びその期限等をそれぞれ定めた。(第20条から第24条)

4. 分支機構の設立を規範した

わが国における専利業務の継続的な発展につれて、一部の専利代理機構は段々成長し、当該機構所在地以外の地域に分支機構を設立するようになった。専利代理機構による分支機構設立の行為を規範し、専利代理機構に対する監督・管理を強化するために、草案は専利代理機構が分支機構を設立する条件と手続きを明確にした。(第25条、第26条)

5. 専利代理機構の変更、取消を規範した

専利代理機構は設立した後、状況の変化で経営場所、パートナー又は出資者、法定代表人等の登録事項を変更する必要があるかもしれない、また状況の変化で専利代理機構の条件に合致しなくなり、取消す必要があるかもしれない。関連の手続きを規範するために、草案は関連規定を追加した。(第27条、第28条)

6. 弁護士事務所が専利代理業務を執行するときの条件を規範した

現行の『専利代理条例』は、弁護士事務所専利代理人資格を有する専任の弁護士が3人いれば専利代理業務を執行することができることと定めたが、その3人の弁護士はパートナーであるかどうか、専利代理の業務執行経験年数に対して要求がないため、専利代理機構の設立条件は統一が取れていない。それに対し、草案は、弁護士事務所は専利代理業務を執行する場合、少なくとも3人のパートナーが専利代理人資格証を持つ、またその3人のパートナーは専利代理機構のパートナー又は出資者と同じ条件を有しなければならないと規定した。(第30条)

(四) 専利代理業務について

1. 専利代理業務範囲の拡大

わが国の経済社会の迅速な発展及び専利制度の持続的な改善につれて、専利代理業界は早い発展を遂げ、専利代理業務は現行の『専利代理条例』に定めた範囲に限らないようになった。特に専利訴訟に関する代理は、法律にも関わるし、複雑な技術にも関わるため、技術背景や十分な専利関連の法律知識が足りない人員は上手く行かない場合が多い。実践中、専利訴訟案件、特に無効紛争に関わる訴訟案件の場合、委任者は十分に自分の合法的權益を守るために、殆ど専利代理人の単独代理又は専利代理人と弁護士の共同代理を委任するのである。訴訟中に、案件の審理が順調に進むために、権利侵害訴訟を受理した多くの人民法院も専利代理人が権利侵害訴訟を代理することを黙認、ひいては期待している。そのため、草案は専利代理業務に専利代理訴訟に関する事務を追加した。また、草案は『弁護士法』の規定を参考に、専利代理機構は知的財産権サービス以外の経営活動を行ってはならないと明確にした。(第32条)

2. 専利代理の業務執行制限と要求について

現行の『専利代理条例』は専利代理機構が同一な専利事務において双方当事者の委任を受けることについて規定した。その本意は専利代理機構が同一な専利事務において利害衝突関係のある当事者の委任を受けて当事者の利益を損害することを防止することであるが、具体的な代理業務は全部専利代理人が執行するので、専利代理人が代理機構を変えた場合、専利代理人が委任者の代理として専利出願を提出した後に、また他人の委任を受けて専利権無効審判を請求するという不合理な状況が出る恐れがある。そのため、草案は「専利代理人は、同一な専利出願又は専利権に関連する事

務において、利益衝突関係のある複数の当事者に代理サービスを提供してはならない」という規定を追加した。(第 34 条)

専利代理業務執行の時間は往々にして長く、場合によっては 20 年も続くことがある。委任者の権益を保障するために、草案は専利代理機構が解散又は取消、取上げられる場合、専利代理機構は委任者と委任を解除し、まだ完成していない各種の専利代理業務を適切に取り扱わなければならないと定めた。(第 35 条、第 36 条)

また、草案は当事者の利益を保障し、公平な競争秩序を擁護するために、国务院専利行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府の専利管理部門に務めたことがある専利代理人は、本人が審査、扱ったことがある専利出願又は専利案件を代理してはならないと規定した。(第 40 条)

わが国の専利登録出願のレベルを高め、困難がある専利出願者が専利出願を提出するのに協力するために、草案は『弁護士法』の関連規定を参考に、専利代理援助制度を導入し、全ての専利代理機構と専利代理人は専利代理の援助義務を引受けなければならないと要求する上、専利代理援助義務の履行を拒絶する専利代理人と専利代理機構の法律責任も定めた。(第 41 条、第 44 条、第 47 条)

3. 法に違反する業務執行について

専利代理業界は公衆にサービスを提供する仲介業界に属する。専利代理レベルの良し悪しは、直接出願者と委任者の利益に関わるだけでなく、同時に専利制度の正常な運行と公衆の利益にも影響している。近年以来、わが国の専利代理業界の持続的な発展につれて、専利代理機構許可証又は専利代理人業務執行証を取得していない一部の機構と人員は、専利代理機構又は専利代理人の名義で専利代理業務を執行し、違法の利益を図り、専利代理業界の正常な秩序と健康な発展を攪乱しただけではなく、嚴重に出願者と委任者の利益を損なった。草案は『行政許可法』第 81 条に基き、これに対する禁止的な規定を定めた上、関連の行政懲戒措置も定めた。(第 42 条、第 49 条)

(五) 監督検査と法律責任について

1. 年度検査について

専利代理機構と専利代理人に対して年度検査を行うのは以前から専利代理の管理に役立つ方法の一つである。年度検査を通じて、適時に専利代理業界の現状を把握し、

専利代理機構又は専利代理人の業務執行条件や要求に合致しない状況を発見し、専利代理機構と専利代理人に対して効率的な監督・管理を行うことができる。『専利代理管理規則』は専利代理機構及び専利代理人の年度検査について詳しく定めたが、その上位法としての『専利代理条例』には年度検査について何も規定していない。そのため、草案に年度検査に関する規定を追加した同時に、国務院専利行政部門は年度検査の結果により相応の処置を取り、迅速に社会に年度検査の結果を公開するという規定を追加した（第 43 条）。

2. 専利代理人の法律責任について

現行の『専利代理条例』は専利代理人の規則違反行為について、批評教育、警告、「専利代理人資格証」取上げの 3 種類の懲戒だけを規定した、処罰対象となる違法行為も 4 種類しかない。わが国の専利代理業界の持続的な発展につれて、こういう規定はますます発展の需要に適応しなくなった。草案は違法行為の種類を追加したほか、法律責任により懲戒を三つのグレードに分けた。情状が軽く、影響が小さい行為に対して、省級の知識産権行政部門により期限を決めて改正を要求し、警告を与え、批判通告を行うものとする。情状が重大である又は期限を超えて改正していない場合に対して、省級の知識産権行政部門により、新規専利業務の引受けを 6 ヶ月から 12 ヶ月停止する懲戒を与えるものとする。国家秘密又は委任者の商業秘密を漏洩する、委任者の発明創造を横領、剽窃・漏洩する等性質が非常に嚴重な違法行為に対して、国務院専利行政部門によりその資格証を取上げるものとする。（第 44 条、第 45 条）

専利代理人が法に違反して業務を執行する、又はミスで委任者に損失を与えた場合に対して、草案は所在の専利代理機構が法により賠償責任を負う、専利代理機構が賠償した後、故意又は重大な過失がある専利代理人に賠償を取り戻すことができると定めた。（第 48 条）

また、草案は専利代理機構を申請する時、真実を隠し虚偽をなす、機構が解散、取消又は取上げられたときに規定に基き、まだ完成していない各種の専利代理業務を適切に取り扱わない場合、パートナー又は出資者に対して 2 年間の業務執行禁止又は資格証取上げの懲戒を与えるべきであると規定した。（第 46 条）

3. 専利代理機構の法律責任について

現行の『専利代理条例』は専利代理機構の違法行為に関して 4 種類の状況を規定

した。草案はその上に、他の専利代理機構を貶す又は不正手段により業務を引受ける、専利代理援助義務の履行を拒絶する、同一な専利出願又は専利権に関連する事務において利害衝突関係のある他の当事者の委任を受ける、規定の手続きを履行せずに勝手に分支機構を設立する、専利代理人に対する管理を怠り重大な結果をもたらす等の違法行為を追加した。又情状と結果により、懲戒を警告、批評通告、新規専利代理業務の引き受けを6ヶ月から12ヶ月停止する、「専利代理業務執行許可証」を取上げるとの4種類に分けた。また、草案は新規専利代理業務の引き受けを停止する懲戒を与える決定権は省級専利管理部門にあると規定した。(第46条)

また、草案は一部の語彙に対しても調整を行った。